

令和6年3月7日

## 宇部市議会総務財政委員会会議録

宇 部 市 議 会

# 宇部市議会総務財政委員会会議録

**1 日 時** 令和6年3月7日（木）

午前9時55分から午前10時49分まで

**2 場 所** 第1委員会室

- 3 事 件**
- （1）議案第26号 宇部市手数料徴収条例中一部改正の件
  - （2）議案第22号 宇部市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
  - （3）議案第23号 宇部市職員の給与に関する条例中一部改正の件
  - （4）議案第24号 昭和天皇の崩御に伴う宇部市職員の懲戒免除及び宇部市職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例廃止の件
  - （5）議案第25号 宇部市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中一部改正の件
  - （6）議案第48号 宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件
  - （7）議案第53号 宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件
  - （8）議案第20号 宇部市公文書等管理条例制定の件
  - （9）議案第21号 宇部市情報公開条例中一部改正の件
  - （10）議案第41号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

## 4 出席委員（9名）

|     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 委員長 | 城 美 暁 君   | 副委員長 | 青 谷 和 彦 君 |
| 委員  | 唐 津 正 一 君 | 委員   | 河 崎 運 君   |
| 委員  | 甲 谷 理 温 君 | 委員   | 重 枝 尚 治 君 |
| 委員  | 時 田 洋 輔 君 | 委員   | 西 村 享 平 君 |
| 委員  | 松 岡 伸 一 君 |      |           |

## 5 欠席委員（0名）

## 6 その他の出席者（0名）

## 7 説明のため出席した者

- （1）議案第26号 宇部市手数料徴収条例中一部改正の件  
総合政策部

|         |           |
|---------|-----------|
| 部 長     | 古 林 学 君   |
| 財 政 課 長 | 入 江 慎 一 君 |
| 市民環境部   |           |
| 市 民 課 長 | 津 田 裕 代 君 |
| 同課副課長   | 北 川 美 亜 君 |
| 都市政策部   |           |
| 次 長     | 福 田 庄 吾 君 |
| 建築指導課長  | 三 隅 浩 俊 君 |
| 同 課 主 幹 | 沖 永 靖 行 君 |

- (2) 議案第 2 2 号 宇部市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- (3) 議案第 2 3 号 宇部市職員の給与に関する条例中一部改正の件
- (4) 議案第 2 4 号 昭和天皇の崩御に伴う宇部市職員の懲戒免除及び宇部市職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例廃止の件
- (5) 議案第 2 5 号 宇部市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中一部改正の件

総務部

|         |           |
|---------|-----------|
| 部 長     | 大 畑 秀 幸 君 |
| 次 長     | 濱 原 貴 宏 君 |
| 職 員 課 長 | 穂 積 紀 子 君 |
| 同課副課長   | 綿 谷 和 久 君 |

- (6) 議案第 4 8 号 宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件

総務部

|          |             |
|----------|-------------|
| 部 長      | 大 畑 秀 幸 君   |
| 防災危機管理監  | 上 田 康 次 郎 君 |
| 防災危機管理課長 | 大 木 公 明 君   |
| 同課副課長    | 江 本 賢 二 君   |

- (7) 議案第 5 3 号 宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件

総務部

|       |           |
|-------|-----------|
| 部 長   | 大 畑 秀 幸 君 |
| 次 長   | 岩 崎 勝 君   |
| 市民税課長 | 吉 田 和 弘 君 |
| 同課副課長 | 岩 本 浩 志 君 |

- (8) 議案第20号 宇部市公文書等管理条例制定の件  
(9) 議案第21号 宇部市情報公開条例中一部改正の件  
(10) 議案第41号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び  
共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更  
について

総務部

|         |           |
|---------|-----------|
| 部 長     | 大 畑 秀 幸 君 |
| 次 長     | 濱 原 貴 宏 君 |
| 総 務 課 長 | 松 田 映 子 君 |
| 同課副課長   | 飯 田 浩 二 君 |
| 同課管理係長  | 又 野 恵 子 君 |
| 同課法令係長  | 正 司 邦 雄 君 |

## 8 事務局職員出席者

|     |           |
|-----|-----------|
| 書 記 | 高 木 徹 也 君 |
|-----|-----------|

---

——— 午前9時55分開会 ———

委員長（城美 暁 君） 皆さんおはようございます。

時間が早いですが、みなさんおそろいなので始めたいと思います。

ただいまから、総務財政委員会を開会いたします。

本日の審査は、審査日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてですが、現在、申込みはありません。今後、傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

---

委員長（城美 暁 君） それではまず、議案第26号宇部市手数料徴収条例中一部改正の件  
を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。総合政策部でございます。

それでは、議案第26号宇部市手数料徴収条例中一部改正の件について、説明をさせていただ

きます。

これは戸籍法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、手数料の新設、その他所要の整備を行うものでございます。

細かい説明は、所管課から説明をさせていただきます。

**執行部** それでは、市民課が管轄する戸籍法改正に係る部分について御説明いたします。

議案集 33 ページをお開きください。またお手元に資料を配付しております。

今回の条例改正は、戸籍法の改正及び法務省管轄の戸籍情報連携システムの導入に伴う戸籍関係事務の変更に対応するため、所要の整備を行うものです。

具体的な改正内容ですが、1 点目は、手数料を徴収する事務として、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務を新設し、その手数料をそれぞれ 400 円、700 円とする規定を追加いたします。

電子証明書提供用識別符号とは、特定の戸籍謄本等を識別するために付けられた番号で、行政手続の際、この符号を手続先の行政機関に提示すると、その行政機関が、戸籍情報連携システムにより戸籍情報を確認するため、戸籍証明書の添付が不要となるものです。

参考として、資料に図を掲載しております。

手数料の金額につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に従い、全国同一となります。

なお、この電子証明書提供用識別符号が実際に利用可能となる時期は、令和 6 年度末頃が予定されております。

改正内容の 2 点目は、電子化された届書等情報についての内容証明書の交付事務及び閲覧に供する事務の追加です。

自治体で受理した戸籍の届書は、これまで紙で保存していましたが、法改正以降に受理した届書については、原則として電子化することから、電子化された届書等情報に係る証明書の交付事務及び閲覧に供する事務を追加するものです。

施行期日は令和 6 年 4 月 1 日です。

戸籍法改正に係る部分についての説明は、以上です。

**執行部** それでは、都市政策部建築指導課の担当部分について、御説明いたします。

説明資料は特にございませんで、議案集の 36 ページ、新旧対照表は 43 ページから 48 ページに掲載されていますので、こちらを御覧ください。

今回の手数料徴収条例の改正を行う要因は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の名称が、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に変更になったことに伴い、この法律を引用している低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の区分、外 6 件の区分中の整備を行うもので、手数料の変更はありません。

法律名に、等が追加された背景としましては、現在の法律は、建築物の省エネ化を図ることを目的としていましたが、2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%排出削減に向け、省エネの徹底に加え、再生可能エネルギーの利用拡大取組強化が不可欠との判断から、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する事項等と表し、名称に追加されました。

最後に、施行年月日は、政令の記述に合わせ、令和6年4月1日としています。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、説明終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。時田委員。

**委 員（時田 洋輔 君）** 戸籍法の改正に伴うほうですけれども、何点かあるのですが、1点目は、この電子化された戸籍謄抄本は、よくある大変なものが、相続のときに遡るのですが、どこまで全部発行できるようになるのですか。電子証明でどこまで。

**執行部** 今回、この戸籍法改正に伴いまして、手数料徴収条例に直接は出てこないのですけれども、広域交付というものが始まりました。現在、戸籍の証明は、基本的には本籍地でないと取れなかったのですけれども、戸籍の電子化といいますか、情報を法務省管轄の戸籍情報連携システムで全国でつながることによりまして、全国の市町村で本籍地がないところでも証明が取れるということで、請求できる人は本人とか配偶者、直系尊属、直系卑属等に限られているのですけれども、本籍地が別の方でも宇部市で戸籍の出生から死亡までの一件がとれる形になりました。

**委 員（時田 洋輔 君）** もう少し具体的にお伺いしますけれども、多分、電子化されているマイナンバーとの紐付けなども関連してくると思うのですけれども、マイナンバー制度の始まる以前の方は、番号が付いていないから、電子交付では遡れないのではないかなという気がするのですけれども。そこまで全部遡って、今回の交付が可能になるのですかという確認なのですが。

**執行部** 今回のこの戸籍の広域交付は、直接的にはマイナンバーを使用しておりません。本籍地の持っている戸籍の情報を、法務省が管轄する戸籍情報連携システムに情報を提供することによって、全国の戸籍が見られるようになるという形なので、マイナンバーを持つ持たない関係なく、本籍地でないところでも戸籍の取得が可能です。

**委 員（時田 洋輔 君）** はい、分かりました。

あと、今回パスワードを発行するために必要なものというのは、この条例改正案から見えてこないのですけれども、何かあったりするのですか。

**執行部** 基本的には、戸籍の証明書を取得される際には、本人確認が必要となりまして、本人確認は、今現在も行っているのですけれども、官公署が発行する顔写真付きの身分証明書を1点、

もしくは保険証とか2点確認とかルールが決まっています。それと本籍地と筆頭者などを申請書に記載していただくことによって、発行しております。符号につきましても、戸籍証明書の1つとして、同じような本人確認や本籍と筆頭者の明示というものが必要になろうかと思われます。

**委員（時田 洋輔 君）** パスワードの発行にそれが必要になるのですか。

**執行部** そうですね。符号というのが、数字16桁のものになりますので、それを発行するのに、戸籍証明と同じように本人確認等をして、お渡しするという形になります。

**委員（時田 洋輔 君）** あと、1回符号を取ると全国のどこの窓口でも使えるパスワードとなりますか。

**執行部** 具体的に行政手続の際に、今まで戸籍謄本を出していたものが、代わりにこの符合を出すことで、戸籍謄本の添付が不要になるというもののなのですが、具体的にどの手続でこれが使えようになるかということがまだ明示されておられませんので、例としてこの資料にも挙げております、旅券についてというのが出ているのですけれども、それ以外何かなるというものが、ちょっとまだはつきりしていません。

**委員（時田 洋輔 君）** あと最後に、再発行の手数料というのは、忘れることはないのですか。行政側が何か符号を、パスワードを持っていてというふうになるのですか。それとも、本人が知っていてパスワードを何か書いて、それで申請で、もしその場合だと忘れてしまったという場合の再発行手続とか、この条例の中から見えてこないのですけれども。その手続とか手数料とか。再発行なんてあり得ないといえればあり得ないのですけれども、お伺いします。

**執行部** この符号というものが、マイナンバーと同じような、1つ取ったらずっと使えるというものではなくて、どちらかというと戸籍謄本等の代わりに番号を出すというイメージで、有効期限が定められております。具体的には3か月という形になっておりまして、それを過ぎると使えないというものになっておりますので、必要なときに取得していただくということになります。

ただ、今回、条例では、窓口で交付する際の手数料について定めておりますが、こちらの符号は、マイナポータルで、御自分で取るということもできますので、マイナンバーカードを使われる方は、そういう手段もありまして、その場合は手数料がかからない形になっております。

以上です。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２６号宇部市手数料徴収条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（城美 暁 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

総合政策部の皆さん、お疲れさまでした。

---

**委員長（城美 暁 君）** 次に、議案第２２号宇部市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** おはようございます。総務部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第２２号、それから議案第２３号につきましても、議案第２２号と関連しておりますので、この２議案については一括で説明させていただいてよろしいでしょうか。

**委員長（城美 暁 君）** みなさんよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** それでは、そのようにします。

**執行部** それでは、議案第２２号、第２３号については一括で御説明させていただきます。

議案第２２号宇部市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。

これは、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定の追加その他所要の整備を行うものでございます。

また、議案第２３号につきましては、宇部市職員の給与に関する条例中一部改正の件でございます。

これは、同様に地方自治法の一部改正の趣旨を踏まえ、臨時的任用職員の勤勉手当の支給に関する規定について所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**執行部** では、担当の職員課です。御説明させていただきます。

議案第２２号についてから御説明いたします。お手元に概要がございますので、それに沿って説明いたします。議案集では、２１ページからとなります。

これは、令和５年５月に改正された地方自治法の一部改正に伴い、本市の会計年度任用職員へ

の勤勉手当の支給を、令和6年度から可能とするため、公営企業を含め、3つの条例をあわせて改正するものです。

まず、宇部市会計年度任用職員の給与等に関する条例の主な改正は、第2条第1項に、勤勉手当を追加します。

次に、宇部市職員の育児休業等に関する条例の主な改正は、第7条に、育児休業をしている職員に対する勤勉手当について、対象外となっている会計年度任用職員の記載を削除いたします。

また、水道局、交通局の企業職員においても同様の取扱いを行うため、宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例について、第12条第1項及び第2項で、会計年度任用職員への勤勉手当を適用しない条項を削除いたします。施行日は令和6年4月1日です。

引き続きまして、議案第23号の御説明をいたします。引き続き、同じ内容に沿って説明いたします。

これは、本市の会計年度任用職員の勤勉手当の支給を可能とする条例を改正することから、同様に、臨時的任用職員においても支給可能となるよう、当該条例の改正を行うものです。施行日は令和6年4月1日です。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、執行部の説明が終わりました。

今、議案第22号と議案第23号は、関連があるということで、合わせて説明いただきました。採決は一つ一つ行いますが、質疑については2議案合わせて質疑を行いたいと思います。

議案第22号、議案第23号について、質疑はありませんか。河崎委員。

**委員（河崎 運 君）** 今回の改正に関しては、国からの指導が入っているかと思うのですけれども。この原資について、多少、国からの補助があるのかどうかお聞きしたい。

**執行部** はい。交付税措置があるという情報は入っておりますけれども、決定はしておりません。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。重枝委員。

**委員（重枝 尚治 君）** この勤勉手当支給を開始した場合、今の現行に当てはめて試算とかしてあるのですか、どれぐらい。

**執行部** まず、会計年度任用職員におきましては、影響額は約1億5,000万円。臨時的任用職員については、約1,000万円となる見込みです。

**委員（重枝 尚治 君）** はい、分かりました。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、議案第２２号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２２号宇部市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（城美 暁 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２３号宇部市職員の給与に関する条例中一部改正の件について、討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２３号宇部市職員の給与に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（城美 暁 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（城美 暁 君）** 次に、議案第２４号昭和天皇の崩御に伴う宇部市職員の懲戒免除及び宇部市職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例廃止の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第２４号について御説明させていただきます。

これは、昭和天皇の崩御に伴う宇部市職員の懲戒免除及び宇部市職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し、今後、当該条例を適用することがないため、条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。よろしくお願いいたします。

**執行部** はい、御説明いたします。

議案集では２９ページとなります。概要が特にございませんので、議案集を見ていただけたらと思います。

本条例は、昭和天皇の崩御に際し制定したのですが、このたび、地方自治法の一部を改正する法律が令和６年４月１日から施行されることに伴い、本条例第３条で引用する条に、ずれが生

じることから、一部改正を検討しましたが、この条例では、債務の免除の対象が、昭和天皇が崩御された昭和64年1月7日前の行為で、平成元年2月24日前に、減給または戒告の懲戒処分となっており、本市では、当該債務の対象となる職員がおらず、今後も、本条例を適用することはないことから廃止するものです。施行日は公布の日です。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第24号昭和天皇の崩御に伴う宇部市職員の懲戒免除及び宇部市職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例廃止の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（城美 暁 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（城美 暁 君）** 次に、議案第25号宇部市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第25号について御説明申し上げます。

これは、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴いまして、所要の整備を行うものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明させます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**執行部** それでは御説明いたします。

議案集では31ページとなります。こちらの概要はございませんので、議案集を見ていただけたらと思います。

これも、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、公金事務の私人への委託制度の見直しが行われ、同法第243条の2、及び第243条の2の2が、それぞれ第243条の2の7、

及び第243条の2の8に条ずれするため、これらの規定を引用する箇所を改正するものです。  
条例内容についての変更はありません。施行日は令和6年4月1日です。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第25号宇部市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（城美 暁 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（城美 暁 君）** 次に、議案第48号宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第48号について御説明申し上げます。

これは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴いまして、所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**執行部** 説明します。内容としましては、①の非常勤消防団員に関わる補償基礎額の最低額を、8,900円から9,100円に変更し、補償基礎額表のとおり、階級及び勤務年数の区分に応じて、それぞれ引き上げるものです。2段書きの金額のうち、下段の括弧内の金額が、現行の補償基礎額で、上段が4月1日以降の新しい補償基礎額になります。

続きまして、②は消防作業従事者の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げるものです。施行日は、令和6年4月1日からとなります。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第４８号宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（城美 暁 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（城美 暁 君）** 次に、議案第５３号宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第５３号宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件について、御説明申し上げます。

これは、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴いまして、令和６年能登半島地震による災害に係る雑損控除額等の特例を定めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。よろしくお願いいたします。

**執行部** 担当の市民税課です。よろしくお願いいたします。

それでは、お配りしております議案第５３号の概要資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

今回の改正は、令和６年１月１日に発生した、能登半島地震災害の被災者の方の負担の軽減を図るため、地方税法及び同法施行令が改正されたことに伴い、個人住民税の特例措置を講ずるものでございます。

具体的には、所得控除の１つであります雑損控除の適用につきまして、１年前倒しして適用し、被災者の方の税負担を軽減するものとなっております。

この雑損控除とは、災害などにより住居や家財道具といった、生活する上で必要な資産に損失

が生じた場合に、被害の度合いなどに応じて算出した損害額を所得額から控除するものでございます。

なお、対象となるのは、被災地で住宅や家財に損害が生じた方のうち、単身赴任で宇部市内の企業にお勤めされておられる方などで、宇部市の市民税の課税対象となる場合でございます。

また、能登半島地震の発生日が1月1日でありますことから、現行の制度におきましては、令和6年分所得、令和7年度の住民税での適用となるところでございますけれども、今回の改正によりまして、直近であります令和5年分所得、令和6年度の住民税において適用できることとなります。施行は、公布の日からとなります。

説明は、以上です。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、執行部の説明終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。河崎委員。

**委 員（河崎 運 君）** 該当者の有無というのは、推測できているのですか。

**執行部** 令和6年度の住民税におきましては、ただいま賦課業務をしておるところでございますので、ちょっと、明確にお示しはできないのですけれども、令和5年度においては、該当となる方はいらっしゃいませんでした。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。時田委員。

**委 員（時田 洋輔 君）** 対象になる方がいらっしゃるかどうか。ないかもしれないところで、あれなのですけれども、施行期日は公布の日ということで、きっと最終本会議で議決してからそれから交付するのだと思うのですけれども、住民税、個人市民税とかでも一応、申告期間は確定申告と同じ期間ですけれども、その辺の混乱はないですか。大丈夫。間に合う。後でやればいいことなのですけれども期限過ぎて。その混乱とかは大丈夫でしょうか。

**執行部** 国税局から、確定申告につきましても、地域を指定して、今回は石川県と富山県なのですけれども、こちらはもう無条件に延長されることになっております。

対象地域以外の方であっても、所轄の税務署に申請いただければ、申告、納付ともに、延長ができることとなっております。

以上です。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 5 3 号宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

委員長（城美 暁 君） 次に、議案第 2 0 号宇部市公文書等管理条例制定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第 2 0 号宇部市公文書等管理条例制定の件について、御説明申し上げます。

これは、公文書の適正な管理、特定歴史公文書の適切な保存及び利用等を図るため、公文書等の管理に関する基本的事項を定める条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、担当課長から説明させます。よろしくお願いいたします。

執行部 担当は、総務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 2 0 号宇部市公文書等管理条例制定の件について、御説明をいたします。

条例の構成は、平成 2 3 年に国が定めた公文書等の管理に関する法律を基本としており、公文書等に関する条例が定められている他市等の条例と比較検討を行い、本市の情報公開条例との整合性を図り、構成しております。

それでは、今回条例で定めようとする事項の主なものについて、お手元にお配りした資料に沿って御説明をいたします。

目的については、第 1 条で、公文書が市民共有の知的資源であることや、市民が主体的に利用できることを前提に、公文書の適正な管理等を図ることにより、市政が適正に運営され、また、現在及び将来の市民に対して説明責任を果たしていくことを定めようとするものです。

また、第 2 条は、公文書、歴史公文書、特定歴史公文書の定義を定めるものです。特に公文書については、後ほど出る議案第 2 1 号の宇部市情報公開条例中一部改正の件においても、同様に定義の改正を考えており、今までと取扱いが変わることから、令和 6 年度中に、公文書の定義に関する指針の策定を予定しております。

第 4 条から第 1 0 条については、公文書の作成、整理、保存、廃棄と管理状況の報告について定めるもので、公文書の保存期間が全て有期となり、現行の保存期間 1 年、3 年、5 年、1 0 年、永年が、制定後は、1 年、3 年、5 年、1 0 年、3 0 年とするものです。

また、保存期間が 3 0 年のものについては、期限が達する段階で、特定歴史公文書として永久

に保存すべきか、廃棄すべきかを選別することとしています。

第11条から第28条については、特定歴史公文書の保存、利用等について定めるもので、特定歴史公文書は原則永久保存であり、何人も個人情報を含む等の制限事由に該当する場合を除き、利用できるとするものです。

第29条から第34条については、公文書等の管理に関する重要事項の意見聴取及び特定歴史公文書の利用に関する審査請求の諮問を行うため、公文書等管理委員会の設置を定めるものです。

施行日は令和7年4月1日としていますが、令和6年度中に、公文書等管理委員会において、特定歴史公文書の選別作業の結果確認や、規則等の諮問をしていただく予定としていますので、公文書等管理委員会に関する第29条委員会の設置や、第30条委員会への諮問、附則4条委員会の報酬については、施行日は令和6年4月1日としたいと考えています。

以上で、宇部市公文書等管理条例の件についての説明を終わります。審議のほどよろしく願います。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、説明終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。時田委員。

**委 員（時田 洋輔 君）** まず、全体的な質問で、この条例が制定されることによって期待されるものは、どのようにお考えかを確認いたします。

**執行部** 今までも公文書については、職員がもちろん、適切に処理してきたものではあるのですが、市民の方に対する説明責任というものを改めて意識して、保存や作成することについても意識してきちんとしていくようになるものと考えております。

**委 員（時田 洋輔 君）** ちょっと細かいというか、1個ずつお伺いするのですけれども、まず第2条の第1項のところですが、実施機関が定められていますけれども、過去には公平委員会とかもあったりしましたが、もう今はないということで、過去のこの実施機関として出てきていない部分の、具体的に公平委員会とかの資料というのは、この公文書条例適用とかになっていくのか。どこか別の部署が保管するのかもしれないのですけれども、それも適用されるのか。過去の部分、なくなった実施機関とか含めて確認します。

**執行部** 公平委員会につきましては、今総務課で、書類は保管しておりますので、公平委員会の資料についてはもちろん該当になります。

**委 員（時田 洋輔 君）** 引き続いて、その次の第2条の第2項ですね、具体的にどのようなものが公文書として定義されるという、定義はこれなのですけれども、具体的にどのようなものを考えていらっしゃいますか。例えば、このようなものというもので例示していただければ分かりやすいのですけれども。

**執行部** 公文書の定義につきましては、令和6年度中に指針等を策定する予定ではありますけ

れども、予定しているものとしましては、現在、決裁や供覧の手続を得たものが公文書として取り扱っておりますが、決裁や供覧の手続を行ってはいないのですが、組織的に用いている文書、例えばで申しますと、会議等に提出した文書、会議録等の録音テープ等も予定しております。それと、意思の形成過程文書として、まだ決裁にはなっていないのですけれども、意思決定に大きく影響を与えた会議や交渉の記録、市長等への説明における指示内容等も公文書に位置づけられると想定しております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** これは、国レベルとかで問題になったのですけれども、例えばメール、電子メールのやりとり、これも公文書として内容によっては当てはまるという考えですか。

**執行部** 電子メール、最近ではチャット等も業務で使用しておるのですけれども、メールやチャットにおいても意思形成に大きく関わるもの、先ほどの定義に当てはまるものについては、公文書になると想定しております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 第7条に飛ぶのですけれども、今おっしゃったいろいろなそういう公文書は、このファイル管理簿にきちんとこういうふうに分類、名称、保存期間とか、全部ざっときちんと載せて、市民からも見えるように分かるように整理されるのですか。

**執行部** ファイル管理簿については、市民に公表するように目録はなっておりますので、公表いたします。

**委 員（時田 洋輔 君）** そのときの公開というか方法というのは、この条例からは見えませんが、どのように考えていらっしゃるでしょうか。インターネット等というのはありますけれども、最初の素案の電子情報処理組織を使用する方法その他との違いと、インターネットの利用その他の方法というのは具体的にもうちょっと。

**執行部** 現在想定しておりますのは、本庁の1階にある閲覧コーナーと、あとウェブサイトでの公表を予定しております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** あとは、ずっと飛ばして特定歴史公文書になった場合の保存方法、文書館があるわけでもないですし、かなりの分が電子化されるのだと思うのですけれども、昔の紙もありますし、どのような保存方法を考えていらっしゃいますか。

**執行部** 特定歴史公文書の保存につきましては、先ほど委員がおっしゃられたように文書館等はございませんので、ただ集中管理するスペースも今のところはちょっとございません。とりあえず始めの予定としては、特定歴史公文書については、きちんと判断が明らかに見分けがつくような保存方法で、各課で保管していただこうとは思っておりますけれども。先ほど言ったように、電子化を進めたりとか、紙の廃棄でスペースがのちのち出てくれば集中管理等も検討はできると

と思いますが、現状では、各課で明らかに特定歴史公文書と判断つくような形で保管しようと考えております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** あと公開の部分ですけれども、この公文書等管理条例による公開請求と情報公開条例の部分の公開の文書の違いを確認したいのですが、どちらでも同じものが請求できるのではないですよ。確認。

**執行部** 公文書管理等条例では、利用請求はどなたでもできる形になっておりますけれども、後ほどまた御説明させていただく情報公開条例の一部改正のほうでも、請求権者は何人にも改正する予定にしておりますので…。

**委 員（時田 洋輔 君）** 文書の種類。

**執行部** あと文書の種類は、特定歴史公文書については、公文書等管理条例で、個人情報のところにつきましては、ちょっと公表ができない形にはなりますけれども。基本的には、特定歴史公文書以外のものが、情報公開条例での交付になります。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 確認ですけれども、特定歴史公文書になったらこの公文書等管理条例によつての請求になるということですね。

**執行部** はい、そうです。

**委 員（時田 洋輔 君）** はい。分かりました。

以上です。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。西村委員。

**委 員（西村 享平 君）** 1例としてちょっと教えていただきたいのですが、例えば、こういう議会だったり委員会だったりとかという、やりとりも公文書化されると思うのですが、こういうのが例えば、永年ではなくて、仮に30年とか経過したときに、これはどういう取扱いになるのか。もうなくなっていくのか。例えば、それを公文書等管理委員会とかで審議して、これがこういう議会とかのそういう話とかやりとりが、特定歴史公文書に、そういうふうに審議されるという形ですか。

**執行部** 特定歴史公文書への移管につきましては、保存年限が今言われたように30年の保存が来た段階で、委員会の会議録とかもちろん永年、特定歴史公文書になると思われるので、そのまま移管するとは思いますが。30年の保存が来たときに、もしその廃棄、例えば建物についての資料とかが、永年保存していたものについて、その建物が例えばもうなくなってしまって、永年の必要がないとかで、廃棄の可能性が出てきたものにつきましては、まず、各課で御判断いただいた上で、総務課でも改めてその廃棄となる文書が、本当に廃棄でいいのかという二次審査をした上で、公文書等管理委員会にも、こちらの文書を廃棄していいかという確認をとった上で、

廃棄の処理を行うという形に想定しておりますので、３０年たったら、まず、各課で判断等と、最終的には、公文書管理委員会のほうで廃棄をするかどうかの確認をしてから処理をするという形を想定しております。

以上です。

**委 員（西村 享平 君）** その公文書等管理委員会の設置というふうに書いてあるのですけれども、公文書等管理委員会の人員の内訳などの計画はございますか。

**執行部** 条例の検討委員会のメンバーと、今同じ方を想定としてはおるのですけれども、弁護士の方と学識経験者の方２名と、あと報道機関の方１名、市史編さんの委員をされてる方の計４名を想定しております。

以上です。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２０号宇部市公文書等管理条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（城美 暁 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（城美 暁 君）** 次に、議案第２１号宇部市情報公開条例中一部改正の件を議題いたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第２１号宇部市情報公開条例中一部改正の件について、御説明させていただきます。

これは、広く市の保有する情報を公開するため、公文書の公表の請求者に関する規定を改正するとともに、その他所要の整備を行うものでございます。

改正内容等につきましては、担当課長から説明させます。よろしくお願いいたします。

**執行部** それでは、議案第２１号宇部市情報公開条例中一部改正の件について、御説明をいたします。お手元の資料を御覧ください。

いずれも先ほどの議案第20号宇部市公文書等管理条例制定に合わせて見直しを行うもので、市の保有する情報を広く公開するため、公文書の公開の請求者に関する規定を改正するとともに、その他所要の整備を行うもので、主な内容については、第2条第2項については、公文書の定義を改正し、第5条については、公開請求権者を市民と市民以外の利害関係者から、何人にも改正するものです。施行日は、令和7年4月1日です。

以上で、宇部市情報公開条例中一部改正の件についての御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**委員長（城美 暁 君）** 執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第21号宇部市情報公開条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（城美 暁 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（城美 暁 君）** 次に、議案第41号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第41号について御説明申し上げます。

これは、本市が加入している山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更がございました。これは、地方自治法の規定に基づきまして市議会の議決が必要な事項でございますので、提案させていただいたものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させます。よろしくお願いいたします。

**執行部** それでは、議案第41号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、御説明をいたし

ます。

本市を含む山口県内の全ての市町等が加入する、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更については、地方自治法の規定により、議会の議決を得る必要があることから、このたび議案提出したものです。

具体的な内容につきましては、萩・長門清掃一部事務組合が、山口県市町総合事務組合に加入すること、公平委員会事務を共同処理する団体及び行政不服審査会事務を共同処理する団体に、萩・長門清掃一部事務組合を加えることの２点となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第４１号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（城美 暁 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は終わりました。

なお、委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

---

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、総務財政委員会を閉会いたします。

———— 午前１０時４９分閉会 ————

---

令和6年3月7日

総務財政委員会委員長      城   美      暁